

令和8年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和8年5月21日（木）第5回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所中会議室において開催した。

出席者委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 田野井 晃 造 | 2番 田 島 正 男 | 3番 竹 澤 靖 |
| 4番 関 口 清 | 5番 高 村 秀 男 | 6番 柴 田 忠 |
| 8番 仲 田 裕 子 | 9番 黒 川 幸 昭 | 10番 奈 良 茂 男 |
| 11番 早乙女 八重子 | 12番 神 長 守 雄 | 13番 松 井 研 吉 |
| 14番 小 平 敏 男 | 15番 安 生 芳 子 | 16番 神 山 卓 也 |
| 17番 金 子 重 博 | 18番 大 森 用 子 | 19番 青 木 正 好 |

(18名)

欠席委員

7番 小 林 和 夫

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

| | | |
|----------|--------------|----------------|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 羽 山 好 明 | 農地調整係長 大 貫 友 美 |
| | 主 事 半 田 まゆか | |
| 経済部農政課 | 主 事 高 橋 千 諒 | |

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番、3番、8番、9番、13番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。次に議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の1番から3番、6番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。次に議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番の渡し人の訂正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分に令和8年第5回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

19番 青 木 正 好 委員、 16番 神 山 卓 也 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買6件、贈与1件、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、地上権設定2件の合計13件の許可申請が提出されました。そのうち7番の案件については追加で説明をしたいと思います。議案書3ページの7番をご覧ください。こちらの申請地の現地を確認したところ、申請地に農地法上の違反があることが判明いたしました。詳細は資料1のとおりであり、この後地元農業委員の意見でも説明があります。以上が追加での説明になり、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、議案第1号の7番については農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たさない恐れがあり、許可についてはこの後ご審議いただきたいと考えております。それ以外の案件は許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の●●さんが受け人の件は売買による所有権移転になります。実際に私が見たところ、田の方は問題ないのですが、畑の方はかなり雑木が生えてきている状態があります。本人は、それは解消するという事なので、ご承認をよろしく願いいたします。

◎田島正男委員 4番の析産の件は、●●さんから●●さんへの、無償による所有権移転です。5番の件は、●●さんから●●さんへの有償による所有権移転です。どちらも何の問題もございませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎関口 清委員 6番については問題ありませんのでご承認をお願いしたいと思います。7番につきましては先ほど事務局からの説明の通り、事前協議を行いまして、大森会長、奈良委員、佐藤推進委員、事務局の皆さん、そして私と一緒に事前協議を行いまして、申請につきましては、西側に石が敷設されている。また、農地上にくぼみがあるため、耕作ができる状態とは言いがたいので、承認することは難しいんじゃないかと。このような、結論になりましたので報告いたします。

◎議長は7番について、質問を受け付けた。

◎奈良茂男委員 先ほど関口委員から説明がありましたが、私の担当地区の現場が南摩地区でありますので、再三この現場に推進員さんと足を運びまして、現状を何回も行って参りました。とにかくさんなやり方で、とてもこれを3条として許可するわけにはいかないのではないかと考えております。わからないうちに上土を剥ぎまして、そのところへ私が行ったときにはですね、瓦れきを敷き詰めていました。そういった状態でしたので、再三農業委員会の方にも報告いたしまして、瓦れきを撤去したという形にはなったんですけども、いまだにですね、そこが元に戻ってないってということで、それから、●●さんから営農計画書が出てくるんですけども、それをご覧になると畑にねぎ、ダイコンなどを作るってということで計画が出ています。そういう意思があるにもかかわらず、まだ現状は砂利を取ってそのままという状態になってます。それで、その後、穴を掘った所にですね、今現在草が生い茂りまして、一見みたところ、これは畑になるんじゃないかなってというような錯覚を起こします。それはとんでもない話で、まだ道路のすぐ脇から土地になってるものですからそこに瓦れきが敷き詰められているというような状態です。それで第3条で許可をいただくっていう場合にですね、それを地元としても、元に戻す、綺麗に瓦れきを撤去して、そこに採りました黒土を元に戻して、畑ができる現状に戻してから第3条の許可申請をするのが妥当ではないかと思ひまして、今回の3条の申請は、不許可とするのが妥当であると思ひます。

◎竹澤 靖委員 確認なんです、別紙1が最初の状態で、このユンボでこうやってるのがこれを除去している状況ですよ。現状は除去して、そのまま放置されてるよってということでよろしいですよ。農業委員会とすると、黒土を戻して農地へ原状復帰をしていただきたいってというのが本来の趣旨でよろしいですよ。

◎議長は、引き続き担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 10番の件は、何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 11番、12番です。こちらは有償による所有権移転になります。11番は●●さんから●●さん。12番は●●さんから●●さんです。両方とも、特に問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 14番から17番の中粕尾の件は、●●さんの更新です。●●さんは、農地所有適格法人であり、営農型太陽光を行っております。先ほど事務局の報告の通り問題ありませんので、承認をお願いいたします。18番の上永野の件は、●●さんから●●さんへの賃貸借権の設定です。事務局の報告の通り問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番と4番から6番、10番から12番、14番から18番について許可することにし、7番を不許

可とすることを決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番及び2番は、藤江町において、●●さん申請の、「資材置場」への転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。なお、いずれの筆も既に現況が農地ではないため、始末書が添付されております。3番は、下永野において、●●さん申請の、「一般住宅敷地」への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。なお、既に宅地として利用されているため、始末書が添付されております。以上、4条転用3件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神山卓也委員 去る5月13日に事務局3名と、小林委員それから私の5名で現地を調査して参りました。第4条の1番から3番まで、周囲の状況等は問題はなかったのですが、今事務局の方から説明があった通り現目的で使用されており、始末書が必要と見て参りました。報告は以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎小平敏男委員 1番と2番の件は、ただいま、事務局と現地調査員の報告の通り、2件とも始末書提出ということであり、現況は資材置き場としてこれからも使っていくので、物が置かれています。特に問題ないと思いますので、ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 3番下永野の件は、●●さんが一般住宅敷地への転用です。先ほどの事務局と現地調査員の報告の通り問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。4番は、上石川において、●●さん申請の、「園芸用土採取及び表土置場」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。5番は、上石川において●●さん申請の、「園芸用土採取及び搬出入路」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。7番は、口栗野において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を畑及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分は「第2種農地、その他の農地」に区分されます。8番は、口栗野において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を畑及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分は「第2種農地、その他の農地」に区分されます。9番は、中粕尾において、●●さん申請の、「営農型太陽光発電設備」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「いちじく、くわのみ、みょうが」を栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和18年度までの10年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。10番は、中粕尾において、●●さん申請の、「営農型太陽光発電設備」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「どくだみ、カキドオシ、こごみ」を栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和18年度までの10年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神山卓也委員 農地法第5条なんですけれども、取り下げがございましたので、この4番、5番、それから7番から10番まで現地を見て参りましたが特に問題は認められませんでしたし

たので報告いたします。

◎議長は、現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎早乙女八重子委員 4番上石川の件は●●さん、●●さんから●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取及び表土置き場のための一時転用です。また同じく5番も●●さん、●●さん、●●さんから●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取及び搬入搬出路のための一時転用です。現地調査員の報告の通り、問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎神山卓也委員 7番と8番口栗野の件が2つあるんですが両方とも太陽光発電設備への転用です。7番の方が●●さんから●●さん。8番の方が、●●さんから●●さんへの転用です。場所は口栗野でも少し離れてるところなんですけれども、それぞれ特に問題はありませんのでよろしく申し上げます。

◎金子重博委員 9番から10番の中粕尾の件は、先ほど3条として15番、17番、●●さんで更新して設定した一部支柱の部分の一時転用です。事務局と現地調査員の報告の通りで問題ありませんので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、4番と5番、7番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号及び議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号、5号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年4月30日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者一機構間契約、一括契約について記載しております。議案書14ページをご覧ください。機構・受け手間の再配分の計画が、1件、3筆、8,759平方メートルとなっております。議案書15ページから39ページをご覧ください。一括方式での計画が、42件、133筆、270,316.86平方メートルとなっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号の41番から43番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円

滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めた。

◎青木正好委員 機構・受け手間契約と一括契約とは、どういった違いがあるのですか？

◎事務局（半田主事） 機構・受け手間契約というのは、農地バンクの制度において、土地の所有者、農地バンク、耕作する借受人の方という形になっているのですが、農地バンクの制度として、一括契約はその三者の契約を一括で行う契約で、機構・受け手間契約というのが所有者と機構の契約は残したまま、受け手耕作者だけ代わるという契約になるので、今回の4号の件に関しては、受け手が●●さんに代わったというだけになります。

◎青木正好委員 1番の所有者になるのは、農業振興公社ですか？

◎事務局（半田主事） 土地の所有者は別の方です。今回の契約の中だと、土地の所有者と農地バンクの契約が残ったままになるので、今回の契約は出てきません。もともと●●さんではなくて、違う方が耕作するためについてた契約を1回解約して、新しく耕作者として立てられている状況になります。

◎青木正好委員 農業公社さんが●●さんに貸すということですか？

◎事務局（半田主事） 中間管理機構が貸すということになります。

◎青木正好委員 所有者・機構間契約ってのもある？

◎事務局（半田主事） あります。ただ、基本的には農地バンクの制度として耕作者がいない契約というのは、あまり行われないので、売買のときぐらいしか発生しません。

◎議長は、議案第5号の41番から43番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は、●●委員の入室を促し、引き続き議案第4号と議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番と、議案第5号の2番から40番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号の「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課高橋千諒主事） 議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について」ご説明させていただきます。まず、『用途区分の変更』についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を、畜舎や農機具倉庫等の農業用の

施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に関係する施設への転用を目的とするため、農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番 奈佐原町、●●さん申出の『農地』から『農業用施設用地』への用途変更です。面積は1筆で、2,333㎡の内718.78㎡です。場所は奈佐原町地内『JAかみつが南部営農経済センター』から北東へ約180mに位置し、四方を田に接しています。利用者は申出者本人で、土地所有者は●●さんです。●●さんは、イチゴ栽培を新たに始め、農機具格納場所、選果場及び作業スペース等が必要となったことから、今回申し出に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更には支障はないと思われまます。以上で、『鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について』農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 ただいま農政課から説明がありました通り、問題ないと思います。●●さんは、いちごの新規就農者ということで、新しくですね、近隣の農地を買い入れております。今回の選果場、駐車場、農機具置き場ということで、地域整備計画の変更についての申請であります。問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため、鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)についての承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請して、午前11時00分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年5月21日

議 長

署名委員

署名委員
